

国も県も
共にすすめる

火災共済

お得な
掛金で
支払いが
迅速です。

火災、
落雷、雪害等
広範囲な補償が
受けられます。



各金融
機関に
質権設定が
できます。

剰余金は、
利用分量配当
として利用者に
還元されます。

埼玉県火災共済は、国や県の中小企業政策の一翼を担い非営利の共済事業を行っています。



金融庁・経済産業省監督・埼玉県認可

埼玉県火災共済協同組合

〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 (大宮ソニックシティビル7階)
TEL 048-641-9203 (代) FAX 048-645-6984

推薦
団体

埼玉県商工会連合会
埼玉県商工会議所連合会
埼玉県中小企業団体中央会

基本的な補償なら

1. 普通火災共済 こんな場合に共済金をお支払いします ①～④ + 費用共済金 (⑤～⑪)

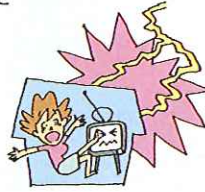
① 火災

消火作業時の放水による損害も対象になります。



② 落雷

落雷による衝撃によって建物、ガラス、テレビなどに損害が生じたとき。



③ 破裂・爆発

ボイラの破裂やガスの爆発などにより損害が生じたとき。



④ 風災・ひょう災・雪災

台風、せん風、暴風などの風災、ひょう災または豪雪、なだれなどの雪災により建物、家財等に時価20万円以上の損害が生じたとき。



⑤ 臨時費用

①～④の事故の場合、共済金のほかにその30%を臨時費用としてお支払いいたします。

※ただし、1回の事故につき、1構内ごとに住宅物件は100万円、非住宅物件は500万円が限度です。
※総合火災共済に加入の場合②～④の事故も対象

⑥ 残存物取片づけ費用

①～④の事故の場合、共済金の10%の範囲内で残存物取片づけに要した実費をお支払いいたします。

※総合火災共済に加入の場合、②～④の事故も対象



⑦ 失火見舞費用

①または③の事故で、他人の所有物に損害を与えたとき(20万円×被災世帯数)をお支払いいたします。

※ただし、1回の事故につき共済金額の20%が限度です。



⑧ 傷害費用

①～④によって共済金額が支払われる場合に、契約者または親族、使用人に次の被害があったとき。

死亡、後遺障害(事故の日より180日以内)/共済金額の30%
重傷(14日以上入院または30日以上の医師の治療)/共済金額の2%

※住宅物件の場合1回の事故につき1名ごとに1,000万円が限度です
非住宅物件の場合1回の事故につき1名ごとに1,000万円、1構内ごとに5,000万円が限度です。
※総合火災共済に加入の場合、②～④の事故も対象

⑨ 地震火災費用

地震・噴火などにより火災が発生し、次の損害が生じたとき。

- (1)建物が半焼以上または建物の損害の額が20%以上になったとき。
- (2)家財が共済の目的の場合は、家財を収容する建物などが半焼以上または家財の損害が80%以上になったとき。
- (3)共済の目的が設備什器、または商品製品の場合は、これらの収容する建物などが半焼以上となったとき。

共済金額×5%

(ただし、1構内ごとに、住宅物件、普通物件は300万円限度)

⑩ 修理付帯費用

①～③の事故で非住宅物件に限り、損害の原因調査や仮修理費用などの実費をお支払いいたします。ただし、組合の認めた必要、有益な費用に限ります。

(1構内ごとに共済金額×30%または1,000万円のいずれか低いほうが限度です。)

⑪ 損害防止費用

①～③の事故で、損害の防止、軽減のため支出した必要または有益な費用をお支払いいたします。

例:使用した消火器などの再取得費用など



普通火災共済で明記が必要なもの(明記物件)

- ①門、へい、垣または物置、車庫などの付属建物
- ②1個または1組の価格が30万円をこえる貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻物、その他の美術品

ご注意

火災共済に加入できないもの

- 所有権のないもの(リース物件) ○コンピュータソフト ○その他、価値、価格の判断が不明確なもの

さらにワイドな補償

2. 総合火災共済 こんな場合に共済金をお支払いします ①～⑯ (普通火災共済+⑫～⑯)

⑫ 物体の落下・衝突

航空機の墜落や付属品の落下、車両の飛び込みなどで損害が生じたとき。



⑬ 水ぬれ

給排水設備に生じた事故、および他人の戸室で生じた事故による漏水で、水ぬれの損害が生じたとき。



⑭ 騒じょう・労働争議

デモやストライキなどによって建物や家財などに損害が生じたとき。



⑮ 盗 難

共済の目的が盗まれたり壊されたり、汚されたりしたとき。

- ※商品、製品等の損害は対象になりません。
- ※貴金属、宝石などの明記物件は1個または1組ごとに100万円がお支払いの限度になります。
- ※家財、現金または預貯金の盗難についてもお支払いいたします。現金は、家財加入の場合20万円限度、什器備品加入の場合30万円限度です。



⑯ 水 災

台風、豪雨などによるこう水、高潮などにより次の損害が生じたとき。

- イ・建物または家財にそれぞれ30%以上の損害が生じたとき。
- ロ・床上浸水または地盤面より45cmをこえる浸水により、建物または家財、設備、什器、商品、製品などに損害が生じたとき。

共済金額×5%
(ただし1回の事故につき1構内ごとに100万円が限度です。)



総合火災共済に加入できないもの

ご注意

- 屋外設備等
- 自動車等の車両
- 空き家、管理者のいない建物
- 吹抜け上屋などの壁の無い建物
- 有価証券、印紙等それらに類するもの

○万が一の事故のときは?

速やかに代理所、または当組合にご連絡ください。

○共済金請求のときに必要なもの

- 消防署、警察、公的機関の火災、盗難事故証明書
- 修理業者の損害見積書
- 事故物品の種類等がわかるもの(写真、パンフレット等)
- その他、県火災共済が必要とする書類

注)被害品を確認する場合がございます。確認まで保管をお願いいたします。

○建物の構造種別について

建物種別	構 造	引 受 限 度 額
鉄筋コンクリート	建物全体が鉄筋コンクリート造のもの	5億円まで
鉄骨耐火被覆造	鉄骨の柱がコンクリート等の不燃材料で覆われた建物	
鉄骨造	主となる柱が鉄骨造の建物	1億8,000万円まで
木造モルタル塗造等	主となる柱が木造、外壁がモルタル塗り、サイディング張り等の建物	7,500万円まで
木造	主となる柱、外壁が木造の建物または上記に当てはまらない建物	

※木造と鉄骨の複合建物などは木造扱いになります。※作業・業種によっては引受限度額が異なる場合があります。

同種の保険について

同様の保険(共済)がある場合には、お支払い時に按分されます。他の保険契約がある場合には、必ずお申し出ください。また、複数契約をなさる場合、時価にあわせてご契約をお勧めします。

時価超過契約について

時価を超えてのご契約をされますと、超過部分は無効になりますのでご注意ください。数年に一度、見直しをするのが上手な火災共済(保険)のつけ方です。

ご契約金額は時価いっぱい！

火災共済の上手なつけ方

万が一の場合、一部だけの契約金額では十分に共済金が支払われません。
時価いっぱいの加入をお勧めします！

ご加入の目安について

ご加入の目安は時価！

建物の目安は？

現在、同等の建物を建てる
としたら必要な額

(再調達価額)

—

使用による
消耗分

(減価償却)

=

時価額

(加入共済金額です)

お支払い共済金は次の計算式によります







(ご契約共済金額が時価額を超える場合は
時価額を限度とします)

$$\text{支払共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{ご契約共済金額}}{\text{時価額} (\times 80\% \text{※})}$$

※住宅物件、総合火災共済に加入の場合

※普通火災共済および風災・ひょう災・雪災の場合は $\text{支払共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{ご契約共済金額}}{\text{時価額}}$

◎平均的なご家庭の家財の目安です

世帯主の年齢	家族構成	ご契約金額のめやす
独身世帯	 (1人)	150～250万円
30歳前後	 (3人)	500～800万円
35歳前後	 (4人)	700～1,000万円
40歳前後	 (5人)	900～1,150万円
45歳前後	 (5人)	1,000～1,300万円
50歳前後	 (5人)	1,100～1,500万円

★商品

1年中でもっとも商品の多い時の在庫量が加入額の目安です。

★什器、備品、機械、設備

再購入価格の70～80%が加入額の目安です。

★住宅

標準木造	50万円	} 3.3㎡当たり の新築費の 目安です。
中級木造	55万円	
上級木造	60万円以上	

◎ご加入に際しては出資金1口(100円)以上が必要です。

おすすめ補償プラン

ご契約の対象	ご契約金額	掛金		備考
		年払	長期	
	万円			
	万円			
	万円			

このパンフレットは火災共済の概要を説明したものです。詳しくは重要事項説明書、又は「約款」をお読みください。

申込先

商工会議所、商工会、協同組合、
その他の代理所へお申し込み下さい。

なお、ご不明な点がございましたら直接県火災共済(協)宛、ご連絡ください。

お取扱代理所